

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

（1）業務の名称及び数量

令和7年度ノートサーバ機器賃貸借 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務期間

契約締結日から令和13年2月28日（金）まで

（4）賃貸借期間

令和8年4月1日（水）から令和12年12月31日（火）まで

（5）移行期限

入札説明書による。

（6）納入場所

入札説明書による。

（7）入札方法等

入札は、紙により行うものであること。

なお、契約に当たっては入札書に記載した金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税又は非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、次の全ての業種区分に登録されている者であること。

（ア）事務用機器のパソコン類

（イ）情報処理サービスのシステム等開発・改良

（ウ）情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年9月11日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者

又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、(1)のア、ウ及びエの要件を全て満たしていること。

イ 各構成員は競争入札参加資格を有するとともに、次のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 事務用機器のパソコン類

(イ) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(ウ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは構成員のいずれかが、本件入札に参加を希望する共同企業体の構成員が競争入札参加資格を有していないときは当該者が、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年9月11日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 各構成員が鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

エ 共同企業体は、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の住所及び名称

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資の割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 取引金融機関

(ケ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(コ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(サ) 解散後の契約不適合責任

(シ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

令和7年9月5日（金）午前9時から同月22日（月）午後5時までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年9月5日（金）から同月22日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所へ送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年10月16日（木）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月15日（水）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地階令和の改新戦略本部・総務部会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒の表面に業務名、商号又は名称及び代表者名を記載し、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に、必ず表面に業務名、商号又は名称及び代表者名を記載した上で、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所へ令和7年9月22日（月）午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

なお、開札時に、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「令和7年度ノーツサーバ機器賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured : Lease of Notes server and purchase of a suite of software , 1 set

(2) 2025-09-22 17:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2025-10-16 10:00 : Time-limit for submission of tenders

(2025-10-15 17:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Digital Reform Division, Digital Bureau, Reiwa Reform Strategy Headquarters, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7094